



令和8年度介護保険サービス事業者等 集団指導

高槻市健康福祉部福祉指導課

1

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



【目次】

- 1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について
- 2 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について
- 3 生産性向上推進体制加算の算定要件について
- 4 高齢者虐待の防止について
- 5 身体的拘束等の適正化について
- 6 BCP(業務継続計画)の策定及び研修、訓練の実施について
- 7 協力医療機関との連携及び市への届出について
- 8 災害時情報共有システムの活用について



1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について①

令和8年6月から制度の改正

①新区分の追加

②算定対象サービスの追加

があり、それに伴って一部算定要件の追加、およびサービスごとの加算率も上昇しています。

※令和8年4, 5月については、前年度と同様です。



1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について②

【①新区分について】

今までの処遇改善加算Ⅰ～Ⅳのうち、

ⅠとⅡについて⇒処遇改善Ⅰ(イ)・Ⅰ(ロ)

処遇改善Ⅱ(イ)・Ⅱ(ロ)

という新区分に変わりました。

(イ)＝「前年度と同様の要件」

(ロ)＝「前年度と同様の要件」＋「**令和8年度特例要件**」

→(ロ)の方が加算率が高く、その分算定に必要な要件が増えています。

※処遇改善加算Ⅲ及びⅣについては、区分の変更はありません。



1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について③

処遇改善加算Ⅰ(口)、Ⅱ(口)の算定に必要な「令和8年度特例要件」は、サービスごとに異なります。

◆小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

⇒「生産性向上推進体制加算の届出あり」又は「ケアプランデータ連携システムを利用していること」

◆特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設

⇒「生産性向上推進体制加算の届出あり」

◆上記以外のサービス

⇒「ケアプランデータ連携システムを利用していること」



1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について④

【②新対象サービスについて】

令和8年6月から、

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援（地域包括支援センターを含む。）

の4サービスが処遇改善加算の対象となります。

※算定要件について、その他のサービスと異なるので注意が必要です。



1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について⑤

新対象サービスについては、加算区分が1つしかありません。

- ・今まで処遇改善の対象だったサービス⇒「処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ」
- ・新しく処遇改善の対象となる4サービス⇒「処遇改善加算」

算定要件は以下のとおりです。

①「キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）」＋「キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）」＋「職場環境等要件」

又は

②「令和8年度特例要件（ケアプランデータ連携システムの利用）」

※新対象サービスは、上記の①と②のどちらかを満たせば算定が可能です。



1 令和8年度介護職員等処遇改善加算について⑥

その他具体的な算定要件については、
「**介護保険最新情報vol.1479**」をご確認ください。
い。



2 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員 会の設置について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について①

★短期入所系サービス、居住系(特定施設、グループホーム)サービス、多機能系サービス、施設系サービス

令和9年4月1日から義務化となります。

事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。



2 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について②

【委員会の構成メンバーについて】

管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、検討してください。

なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。

【委員会の開催頻度について】

本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を設定してください。



2 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について③

本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいとされています。

厚労省HP: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

令和6年度改訂版
各サービス共通冊子

介護サービス事業における 生産性向上(業務改善)に資する ガイドライン

～より良い職場・サービスのために今日からできること～

この他、医療サービス版や
居宅サービス版もあります
ので、厚生労働省のホーム
ページをご覧ください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



3 生産性向上推進体制加算の算定要件について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 生産性向上推進体制加算の算定要件について①

【算定要件】

＜生産性向上推進体制加算(Ⅱ)＞(下位区分)

- ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ③ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

＜生産性向上推進体制加算(Ⅰ)＞(上位区分)

- ①(Ⅱ)の①の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ③ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- ④ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。



3 生産性向上推進体制加算の算定要件について②

厚生労働省HPより参照

【共通要件】導入が必要となるテクノロジーについて

加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定するに当たっては、以下の介護機器の使用が必要

- ・加算（Ⅰ）は、1から3の **全ての** 介護機器の導入が必要（※）
- ・加算（Ⅱ）は、1から3のうち **1つ以上の** 介護機器の導入が必要

1. 見守り機器

利用者がベッドから**離れようとしている状態**又は**離れたことを感知できるセンサー**であり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器。



見守り機器

（※）加算（Ⅰ）の場合、**すべての居室への導入**（注）が必要。

加算（Ⅱ）の場合は、**1つの居室への導入**でも算定可能。

（注）利用者又は家族の意向に応じ、機器の使用を停止する運用は可能。

3. 介護記録作成の効率化に資するICT機器

介護記録ソフトウェア等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、**データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するもの**に限る。）



介護記録作成の効率化に資するICT機器

2. 職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器

インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）やビジネス用のチャットツールの活用による**職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器**



インカム等

（※）加算（Ⅰ）及び加算（Ⅱ）ともに、同一の時間帯に勤務する**全ての介護職員**の使用が必要。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 生産性向上推進体制加算の算定要件について③

【委員会について】

3か月に1回以上の開催が必要です。

また、以下の4項目について検討する必要があります。

- ① 利用者の安全及びケアの質の確保について
- ② 従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮について
- ③ 介護機器の定期的な点検について
- ④ 職員に対する研修について

⇒毎回の委員会で各項目の検討が必要となる点に留意してください。



3 生産性向上推進体制加算の算定要件について③

【研修について】

介護機器の使用方法的講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行ってください。

また、加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等を含む。）による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的実施する必要があります。



3 生産性向上推進体制加算の算定要件について④

厚生労働省HPより参照

【共通要件】 生産性向上の取組に関する実績報告について

事業年度毎に**1回**、生産性向上の取組に関する実績について**厚生労働省への報告**が必要

- ・加算（Ⅰ）は、**1から5の項目**を報告
- ・加算（Ⅱ）は、**1から3の項目**を報告

1. 利用者の満足度等の評価 実施時期は任意

(調査項目)

- ① WHO-5調査 (利用者における満足度の変化)
 - ② 利用者の認知機能の変化に関する調査
- (調査対象)
- ①及び②について**各5名程度の利用者**が調査の対象 (対象者が5名に満たない場合は対象となる利用者の最大数)

2. 業務時間及び超過勤務時間の調査

(調査項目)

対象事業年度の**10月**における介護職員の1月当たりの

- ① 総業務時間 介護労働実態調査の調査対象月にあわせたもの
 - ② 残業時間
- (調査対象)

全ての介護職員が調査の対象 (加算 (Ⅱ) を算定する場合は、介護機器の活用を行ったフロア等に勤務する介護職員が対象)

3. 年次有給休暇の取得状況の調査

(調査項目)

対象事業年度の10月を基準として**直近1年間 (11月～10月)**の年次有給休暇の取得日数を調査

(調査対象)

項目2と同じ。 介護労働実態調査の調査対象期間にあわせたもの

4. 介護職員の心理的負担等の評価 **(加算Ⅰのみ)**

(調査項目)

実施時期は任意

- ① SRS-18調査 (介護職員の心理的負担の変化)
 - ② 利用者の認知機能の変化に関する調査
- (調査対象)
- 項目2と同じ。

5. 業務時間 (直接介護、間接業務、休憩等) の調査 **(加算Ⅰのみ)**

(調査項目)

実施時期は任意

5日間の自記式又は他記式による**タイムスタディ**調査 (①日中、②夜間の時間帯の調査)

(調査対象)

日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれについて、**複数人の介護職員**を調査の対象

(留意事項)

調査実施に当たっては介護職員や利用者等に説明を行い、調査への同意を得ること。

(※) 同意が得られない場合は調査の対象としないこと。

13

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 生産性向上推進体制加算の算定要件について④

その他、細かい算定要件等については、
「介護保険最新情報vol.1236」をご確認ください。

2026/05/28 10:54

生産性向上推進体制加算実績報告システム | ログイン

生産性向上推進体制加算実績報告システム

[ヘルプ](#)



Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

生産性向上推進体制加算実績報告システム
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/>

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 高齢者虐待の防止について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 高齢者虐待の防止について①

高齢者虐待防止法において、虐待の主体者が養介護施設従事者等による場合の高齢者虐待の5種類とは、身体的虐待、介護・世話の放棄、放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に分けられます。

- ・身体的虐待－利用者への暴力行為、居室に閉じ込めるなど
- ・介護・世話の放棄、放任－利用者の状態をしっかりと把握せず、水分や食事を十分に与えない、理由なく長期間の間入浴をさせない、ナースコールに応答しないなど
- ・心理的虐待－利用者へ威圧的な態度をとる、無視をして精神的な負担を与えるなど
- ・性的虐待－利用者へ性的なことを求める、利用者に羞恥心を感じさせるなど
- ・経済的虐待－利用者へ理由なく、金銭の使用の制限をかける、利用者へ金銭の要求をするなど



4 高齢者虐待の防止について②

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1から4に該当する項目がひとつでも実施できていない場合は、減算となります。



5 身体的拘束等の適正化について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



5 身体的拘束等の適正化について①

【介護保険の運営基準】

サービスの提供にあたっては、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をおこなってはならない。」

⇒⇒緊急やむを得ない場合とは...



5 身体的拘束等の適正化について①

身体的拘束等における緊急やむを得ない場合に該当する**3つ**の要件

「切迫性」・・・利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「非代替性」・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

「一時性」・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。



5 身体的拘束等適正化の推進について③ (身体的拘束廃止未実施減算 1)

また、一部のサービスにおいては、身体的拘束等に関する措置を講じていない場合、減算の対象となります。

(減算が適用となるサービス)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

※一体的に運営している介護予防事業についても含みます。



5 身体的拘束等適正化の推進について③ (身体的拘束廃止未実施減算 2)

(減算が適用となる項目)

- 1 身体的拘束等を行った場合に必要な記録を行っていない。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- 4 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。

1から4に該当する項目がひとつでも実施できていない場合は、減算となります。



6 BCP(業務継続計画)の策定及び研修、訓練の実施について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 業務継続計画の策定及び未策定減算について①

業務継続計画策定については、運営基準上、経過措置がある居宅療養管理指導を除く全サービスに策定の義務があります。

業務継続計画が策定できていない場合には、居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除くサービスは、**介護報酬の減算**となります。

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

※自然災害と感染症の両方を策定する必要があることに留意してください

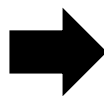
この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 BCPに関する研修、訓練の実施について①

BCP(業務継続計画)に係る研修及び訓練については、各サービスにそれぞれ基準で定められた回数の実施が必要となります。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護
認知症対応型共同生活介護
特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護



研修:年2回以上
訓練:年2回以上

上記以外のサービス



研修:年1回以上
訓練:年1回以上

※新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。



6 BCPに関する研修、訓練の実施について②

【研修について】

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものです。

【訓練(シミュレーション)について】

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施するものです。

研修及び訓練の実施内容については、議事録等の記録
(実施日時、参加者、実施した内容)を残してください。
※研修と訓練のそれぞれを実施したことがわかるようにしてください。



7 協力医療機関との連携及び市への届出について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 協力医療機関との連携及び市への届出について① (協力医療機関の要件 1)

(対象サービス)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
介護老人保健施設

(協力医療機関の要件) (令和9年4月1日から義務)

- 1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 協力医療機関との連携及び市への届出について① (協力医療機関の要件 2)

(対象サービス)

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

(努力義務)

(協力医療機関の要件)

- 1 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2 当該事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。



7 協力医療機関との連携及び市への届出について② (新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携)

事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

事業者は、**協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては**、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。



7 協力医療機関との連携及び市への届出について③

1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出てください。

高槻市 Takatsuki City

本文へ 閲覧者補助 Fore je

暮らし・手続き 子育て・教育 医療・健康 高齢・福祉・介護 文化

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [介護サービスの手続き](#) > 【介護保険】協力医療機関に関する届出

【介護保険】協力医療機関に関する届出

ページID: 139597 更新日: 2024年12月6日更新

AI（人工知能）は
こんなページをおすすめします

[【介護保険】申請書等様式ダウンロード](#)

[令和7年4月1日から適用となる「業務継続計画の未実施減算」及び「身体拘束廃止未実施減算」の介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の届出について](#)

[医療費控除の対象となる介護保険サービス](#)

[特別障がい者手当のご案内](#)

[医療みなし事業所に係るみなし指](#)

Acrobat Pro を使用して
PDF を変換および編集

無料体験を開始

毎年1月31日までに
ご提出ください。
市ホームページ
ID: 139597

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



7 協力医療機関との連携及び市への届出について④

(別紙1)		協力医療機関に関する届出書			
各指定権者 各許可権者 殿		令和 年 月 日			
届出者	フリガナ 名称				
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 -)			
		(ビルの名称等)			
	連絡先 事業所番号	電話番号	FAX番号		
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 9 軽度老人ホーム		<input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム	
	代表者の職・氏名	職名	氏名		
代表者の住所	(郵便番号 -)				
協力	①施設基準(※1)第1号(※2) の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	令和 年 月 日	協力医療機関の 担当者名	医療機関コード
		入所者等が急変した場合等の 対応の確認を行った日			
	②施設基準(※1)第2号(※3) の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	令和 年 月 日	協力医療機関の 担当者名	医療機関コード
		入所者等が急変した場合等の 対応の確認を行った日			

協力医療機関としての要件を
満たしていることがわかる協定
書になっていますか？

更新時に確認しましょう。

毎年確認を行う必要があります！！
確認を行った日を記載してください。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



8 災害時情報共有システムの活用について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



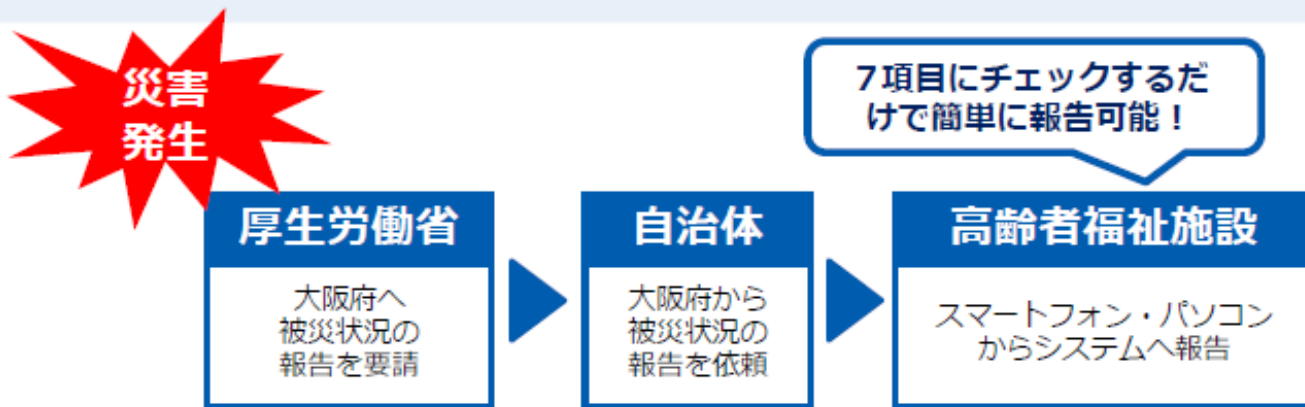
8 災害時情報共有システムの活用について①



「災害時情報共有システム」の 登録情報の更新・追加はお済ですか？

災害時情報共有システムとは

介護施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、災害発生時における被災状況等を把握することを目的として国が構築したシステムです。



※ 被害情報を入力いただいた場合には、国や都道府県・市町村において、支援の必要性を判断することができます。また、所管官庁等と被害情報を共有することにより、優先的な復旧に活用される場合もあります。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



8 災害時情報共有システムの活用について②

まずは登録情報の確認を！

QRコードからもログイン可能です。

STEP
1

情報公表システムにログイン

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/27/index.php>

※ ID・パスワードは情報公表システムへログインするものと同じです。



STEP
2

登録情報の確認・更新

基本情報欄に、法人名称など必要項目を入力し、運営情報欄及び緊急連絡先（担当者名・電話番号・メールアドレス）が入力されているか確認の上、更新してください。 ※ 未入力・古い情報がないかも確認し、更新してください。

STEP
3

内容確定（完了）

※ 災害発生時の被災情報につきましては、情報の公表と同じく事業所ごとに入力いただく必要があり、入所施設に併設の短期入所生活介護事業所や同一建物にある通所介護事業所であってもそれぞれに入力してください。

表面へ

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



8 災害時情報共有システムの活用について③

【報告対象サービス】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

システムに登録いただいているメールアドレスが誤っているケースが散見されますので、今一度メールアドレスの再確認をお願いいたします！

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



8 災害時情報共有システムの活用について④

【備蓄状況の報告について】

令和7年度末から介護施設等災害時情報共有システムに災害備蓄物資や感染症対策のための物資等の備蓄状況を把握するための報告機能を追加し、運用を開始しております。

災害時情報共有システムの報告対象となるサービス事業所におかれましては、本機能を活用した物資等の備蓄状況等の報告をお願いいたします。